札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案 令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)の一部を次のように 改正する。

(1) 第19条を次のように改める。

(木造の建築物の柱の小径及び軸組)

- 第19条 構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する 木造の柱の小径の割合等を定める件(平成12年建設省告示第1349号) の適用については、同告示第1中「固定荷重と積載荷重」とあるのは、「固 定荷重、積載荷重及び積雪荷重」とする。
- 2 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件(昭和56年 建設省告示第1100号)の適用については、同告示第3の1中「固定荷 重と積載荷重」とあるのは、「固定荷重、積載荷重及び積雪荷重」とする。
- 3 前2項の規定は、法第3条第2項の規定により前2項の規定の適用を受けない建築物について、構造耐力上の危険性が増大しないものとして市長が定める範囲内で増築又は改築をする場合においては、同条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする部分以外の部分(前2項の規定に適合している部分を除く。)に対しては、適用しない。
- (2) 第74条の4の見出し中「及び計画通知に係る手数料」を「等」に改め、 同条第1項の表中「のもの」を削り、「11,000円」を「28,000円(令第10 条第3号又は第4号に掲げる建築物(以下「特例建築物」という。)にあつて は、11,000円)」に、「18,000円」を「32,000円(特例建築物にあつては、 18,000円)」に、「27,000円」を「41,000円(特例建築物にあつては、27,000円)」に、「38,000円」を「65,000円」に、「80,000円」を「115,000円」に、

「107,000円」を「159,000円」に、「278,000円」を「309,000円」に、「425,000円」を「546,000円」に、「を超えるもの」を「超」に、「751,000円」を「1,082,000円」に改め、同条第2項第1号中「を建築する」を「の建築をする」に改め、同項第3号中「を移転し、その」を「の移転をし、」に、「を変更する」を「の変更をする」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(仕様基準に適合することの確認を受ける場合の確認申請手数料等)

第74条の4の2 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る建築物の建築行為について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又は口に掲げる基準(以下「仕様基準」という。)に適合することの確認を受ける場合においては、前条第1項の手数料のほか、当該申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物及び同表の中欄に掲げる建築物の建築(移転を除く。)に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

建築物	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	200 平方メートル以内	18,000円
	200 平方メートル超	19,000円
一戸建ての住宅以外の	300 平方メートル以内	34,000 円
住宅	300 平方メートルを超え、	58,000円
	2,000 平方メートル以内	
	2,000 平方メートルを超え、	104,000 円
	5,000 平方メートル以内	
	5,000 平方メートル超	158,000円

2 前項に規定する場合において、同項の申請又は通知が仕様基準に適合することの確認を受けた建築物の計画の変更に係るものであるときにあつては、同項の表中「18,000円」とあるのは「9,000円」と、「19,000円」とあるのは「9,500円」と、「34,000円」とあるのは「17,000円」と、「58,000円」とあるのは「29,000円」と、「104,000円」とあるのは「52,000円」と、「158,0

00円」とあるのは「79,000円」とする。

(指定確認検査機関に申請をした建築物の計画変更に関する確認申請手数料等)

第74条の4の3 法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第74条の6の3において同じ。)の規定により法第6条第1項の規定による確認とみなされた指定確認検査機関(法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。)による確認又は法第18条第4項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第74条の6の3において同じ。)の規定による審査を受けた建築物に係る計画の変更について、法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者は、第74条の4第1項の手数料のほか、当該申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額	
30 平方メートル以内	23,000 円 (特例建築物	
	にあつては、5,000円)	
30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内	27,000 円 (特例建築物	
	にあつては、12,000円)	
100 平方メートルを超え、200 平方メートル以	35,000 円 (特例建築物	
内	にあつては、21,000円)	
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以	58,000円	
内		
500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル	106,000円	
以内		
1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メート	150,000 円	
ル以内		

2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メート	298,000 円
ル以内	
10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メー	535,000円
トル以内	
50,000 平方メートル超	1,071,000円

- 2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物の建築(移転を除く。)をする場合 計画の変更後の当該建築に 係る部分の床面積
 - (2) 建築物の移転をし、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は その用途の変更をする場合 計画の変更後の当該移転、修繕、模様替又 は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (3) 第74条の5の見出し中「及び計画通知に係る手数料」を「等」に改め、同条第1項中「前条」を「第74条の4第1項」に改め、同項第2号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同条第2項第2号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定確認検査機関に申請をした建築設備及び工作物の計画変更に関する 確認申請手数料等)

第74条の5の2 法第6条の2第1項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第74条の7の2において同じ。)の規定により法第6条第1項の規定による確認とみなされた指定確認検査機関による確認又は法第18条第4項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第74条の7の2において同じ。)の規定による審査を受けた建築設備及び工作物に係る計画の変更について、法第6条第1項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者は、前条の手数料のほか、当該建築設備及び工作物1基につき、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 建築設備を設置する場合 12,000円(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、8,000円)
- (2) 工作物を築造する場合 11,000円
- (4) 第74条の6の見出し中「及び完了通知に係る手数料」を「等」に改め、 同条第1項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項の 表中「のもの」を削り、「15,000円」を「19,000円(特例建築物にあつては、 15,000円)」に、「17,000円」を「20,000円(特例建築物にあつては、18,000 円)」に、「21,000円」を「28,000円(特例建築物にあつては、22,000円)」 に、 $[27,000 \, \text{円}]$ を $[44,000 \, \text{円}]$ に、 $[43,000 \, \text{円}]$ を $[66,000 \, \text{円}]$ に、 $[55,000 \, \text{円}]$ 円」を「87,000円」に、「149,000円」を「168,000円」に、「243,000円」を 「340,000円」に、「を超えるもの」を「超」に、「467,000円」を「703,000 円」に改め、同条第2項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、 「第18条第16項の規定による」を「第18条第20項の規定による完了 の」に改め、同項の表中「のもの」を削り、「14,000円」を「18,000円」に、 「16,000円」を「19,000円」に、「20,000円」を「27,000円」に、「26,000 円 | を「41,000 円 | に、「38,000 円 | を「62,000 円 | に、「51,000 円 | を「81,000円」に、「135,000円」を「157,000円」に、「220,000円」を「319,000円」 に、「を超えるもの」を「超」に、「435,000円」を「661,000円」に改め、同 条第3項中「を建築した」を「の建築をした」に、「を移転し」を「の移転を し」に改め、「その」を削り、同条の次に次の2条を加える。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に関する完了検査申請手数料等)

第74条の6の2 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条 第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、当該申請又は通知 に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平 成27年法律第53号)第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能 基準に適合させなければならない建築物(法第6条の4第1項第3号に掲 げる建築物を除く。)である場合においては、前条第1項又は第2項の手数 料のほか、当該申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物及 び同表の中欄に掲げる建築物の建築(移転を除く。)に係る部分の床面積の 合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなけ ればならない。

建築物	床面積の合計	金額
工場、倉庫その他こ	30 平方メートル以内	11,000円
れらに類する用途の	30 平方メートルを超え、100	12,000 円
みに供する建築物	平方メートル以内	
(以下「工場等」と	100 平方メートルを超え、200	13,000円
いう。)以外の建築物	平方メートル以内	
	200 平方メートルを超え、500	20,000円
	平方メートル以内	
	500 平方メートルを超え、	29,000円
	1,000 平方メートル以内	
	1,000 平方メートルを超え、	37,000 円
	2,000 平方メートル以内	
	2,000 平方メートルを超え、	57,000 円
	10,000 平方メートル以内	
	10,000 平方メートルを超え、	113,000 円
	50,000 平方メートル以内	
	50,000 平方メートル超	217,000 円
工場等	200 平方メートル以内	4,000 円
	200 平方メートルを超え、500	6,000 円
	平方メートル以内	
	500 平方メートルを超え、	7,000円
	1,000 平方メートル以内	
	1,000 平方メートルを超え、	9,000 円
	2,000 平方メートル以内	
	2,000 平方メートルを超え、	13,000 円

10,000 平方メートル以内	
10,000 平方メートルを超え、	24,000 円
50,000 平方メートル以内	
50,000 平方メートル超	45,000円

(指定確認検査機関に申請をした建築物に関する完了検査手数料等)

- 第74条の6の3 法第6条の2第1項の規定により法第6条第1項の規定による確認とみなされた指定確認検査機関による確認若しくは法第18条第4項の規定による審査を受けた建築物又は法第6条第1項の規定による確認若しくは法第18条第3項の規定による審査を受けていない建築物の工事の完了について、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、第74条の6第1項又は第2項の手数料のほか、当該申請又は通知1件につき、第74条の4の3第1項の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。
- (5) 第74条の7の見出し中「及び完了通知に係る手数料」を「等」に改め、同条第1項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「通知を」を「完了の通知を」に、「前条」を「第74条の6第1項又は第2項」に、「21,000円」を「23,000円」に、「13,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「通知」を「完了の通知」に、「21,000円」を「23,000円」に、「13,000円」を「16,000円」に改め、同条第3項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「通知」を「完了の通知」に、「17,000円」を「19,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。(指定確認検査機関に申請をした建築設備及び工作物に関する完了検査手数料等)
 - 第74条の7の2 法第6条の2第1項の規定により法第6条第1項の規定による確認とみなされた指定確認検査機関による確認若しくは法第18条第4項の規定による審査を受けた建築設備及び工作物又は法第6条第1項の規定による確認若しくは法第18条第3項の規定による審査を受けてい

ない建築設備及び工作物の工事の完了について、法第7条第1項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請又は法第18条第20項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による完了の通知をしようとする者は、前条の手数料のほか、当該建築設備及び工作物1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 建築設備を設置する場合 12,000円(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、8,000円)
- (2) 工作物を築造する場合 11,000円
- (6) 第74条の8の見出し中「及び中間工事終了通知に係る手数料」を「等」に改め、同条中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同条の表中「のもの」を削り、「12,000円」を「13,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に、「21,000円」を「23,000円」に、「を超えるもの」を「超」に改める。
- (7) 第74条の9を次のように改める。

(道路の位置の指定に係る申請手数料)

- 第74条の9 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定(指定の変更を含む。)に係る申請をしようとする者は、申請1件につき、51,000円の手数料を納付しなければならない。
- (8) 第74条の11の表1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表7の項中「又は同条第3項」を「、同条第3項」に改め、「高さ」の次に「又は同条第7項の規定に基づく建築物の建築」を加え、同表16の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を、「基づく」の次に「全体計画の」を、「27,000円」の次に「に、第74条の4の3第1項の表の左欄に掲げる全体計画の認定に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額」を加え、同表17の項中「第86条の8第3項」の次に「(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を、「基づく」の次に「全体計画の」を、「27,000円」の次に「に、第74条の4の3第1項の表の左欄に掲げる全体計画の変

更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計(当該部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計をいう。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額」を加え、同表18の項中「法第87条の2第1項」を「令第115条の2第1項第4号ただし書」に改め、「基づく」の次に「建築物の外壁及び軒裏の」を加え、同表19の項中「法第87条の2第2項」を「令第131条の2第2項又は第3項」に、「変更」を「建築物」に改め、同表に次のように加える。

20	令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく	27,000 円
	大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請	
21	令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移	27,000 円
	転の認定の申請	

(9) 第77条第1項中「第18条」の次に「、第19条第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第74条の6第1項の改正規定(「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。)、同条第2項の改正規定(「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「第18条第16項の規定による」を「第18条第20項の規定による完了の」に改める部分に限る。)、第74条の7第1項の改正規定(「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「通知を」を「完了の通知を」に改める部分に限る。)、同条第2項の改正規定(「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「通知」を「完了の通知」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定(「第18条第10項」に、「通知」を「完了の通知」に改める部分に限る。)、同条第3項の改正規定(「第18条第16項」を「第18条第10項」を「第18条第10項」を「第18条第10項」を「第18条第20項」に、「通知」を「完了の通知」に改める部分に限る。)及び第74条の11の表1の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(木造の建築物の柱の小径及び軸組に関する経過措置)

2 改正後の第19条第3項の規定により改正後の同条第1項及び第2項の規 定が適用されない建築物(改正前の同条の規定が適用されるものに限る。)の うち、当該建築物に適用される建築基準法施行令(昭和25年政令第338

- 号)第43条第1項及び第46条第4項に規定する基準が、改正前の第19条の規定による基準に満たないものについては、改正前の同条に規定する基準による。
- 3 建築基準法施行令第46条第4項表1(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第447号)附則第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下の木造の建築物(延べ面積が300平方メートルを超えるものを除く。)については、改正後の第19条第1項又は第2項の規定による基準によることとするための設計の変更に時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、改正前の同条に規定する基準によることができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定により改正前の第19条に 規定する基準による場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則 の適用については、なお従前の例による。

(理由)

建築基準法施行令の一部改正等に伴い、本市における木造の建築物の柱の小 径及び軸組に係る基準を改めるほか、手数料を経常経費の増加等を踏まえた適 正な額に改定する等のため、本案を提出する。